



富自販けんぽだより

2016.3 No.11

富山県自動車販売店健康保険組合

- 平成 28 年度の健康保険料率、介護保険料率は変更ありません。

協会けんぽと比べた保険料率表

	富山自販健保	【参考】 協会けんぽ（富山）	協会けんぽと 比べたメリット
健康保険料率	8.80% (昨年度 8.80%)	9.83% (昨年度 9.91%)	△1.03%
介護保険料率	1.30% (昨年度 1.30%)	1.58% (昨年度 1.58%)	△0.28%

平成 28 年度も

「データヘルス事業」にご協力お願いいたします

「データヘルス事業」として健康保険組合では下記の事業に取り組んでいます。

1 保健師による特定保健指導



保健師が事業所の営業所等に出向き、動機づけ支援・積極的支援者と面談し、生活状況の改善を目的にご相談させていただきます。

2 糖尿病・高血圧等の高リスク者及び重症者への医療機関への受診勧奨



上記の特定保健指導とあわせ、生活習慣病の高リスク者や要治療者に対し、保健師より医療機関への受診勧奨をおこなっています。

また、勧奨後にも医療機関への未受診の疑いがある場合は、事業所の協力のもと事業所を通じての医療機関への受診勧奨をさせていただく場合がありますので、病気の早期治療にご理解ご協力のほどお願い申し上げます。（※この事業に関し、ご都合の悪い方は、健保組合へご連絡ください。）

3 被扶養者の人間ドック未申込者受検勧奨

被扶養者のドック未申込み者に対し、ダイレクトメールにてご自宅にリーフレットを送付しています。



平成28年度の健康保険組合の事業計画について(概要)

(疾病予防に関する事業)

- 人間ドック・・・・・・・・・35歳以上の被保険者・被扶養者を対象(自己負担あり)
 - 脳ドック・・・・・・・・・40歳以上の被保険者・被扶養配偶者を対象(自己負担あり)
 - 巡回バス検診(自己負担なし)
 - 被保険者・・25歳以上35歳未満又は35歳以上のドック未受検者
 - 被扶養者・・40歳以上の被扶養者(ドック未受検者)を対象

- 「変更」インフルエンザ予防接種の補助額・・被保険者、被扶養者へ予防接種の補助

・1回あたり1,000円→1,500円／・13歳未満は2回接種可(1,500円×2回)

(保健指導に関する事業)

- 新入社員社会保険説明会・・・・・・各事業所へ訪問し健康保険等の知識を深める
 - 保健師の巡回訪問・・特定保健指導に該当した被保険者・被扶養者を対象に保健師が訪問します。
 - 医療費通知の送付・・・・・・・・病院でかかった医療費を年2回通知。
 - ジェネリック医薬品の差額通知・・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額効果をお知らせいたします。
 - 赤ちゃんとママの送付・・・・・・初めて出産された被保険者・被扶養者に育児に関する冊子を送付しています。
 - 薬の有償斡旋のご案内・・・・・・家庭常備薬の有償斡旋のご案内を各事業所に配付
 - すこやかファミリーの配付・・・・健康情報の広報誌を各営業所に配付
 - 富士販けんぽだよりのマーリングサービス(年2.3回)・・・・事業所宛に配信
 - 健康優良者表彰・・・・・・・・病院にからず健康であった方を表彰します(5.10年)

- 「変更」当組合のホームページリニューアル・・組合の健康に関する情報をホームページに掲載

- 「新規」55歳以上の被保険者を対象とした「年金・健康保険」ライフプランセミナー

- ・今後の年金受給に関する手続き、退職時の健康保険の手続き等について、年金事務所又は社会保険労務士等を講師に説明会の開催を予定

その他「データヘルス関連事業」の取り組み(昨年度と同様)

ドック未申込者への案内・・・ 本人・家族未受検者への受検勧奨をおこなう

健診受検後、受診勧奨レベルにもかかわらず、医療機関にから
れていない受検者に対し受診するよう通知する。

新入社員等メンタルヘルスセミナー・・各事業所へ訪問しメンタル対策をおこなう

●は平成28年度からの変更及び新規事業になります。

●被保険者証に変更があった場合の届出はお忘れなく！！

3~4月は就職等で被扶養者の異動の一番多い時期です。

被扶養者が健康保険に加入された場合は、健康保険の被扶養者ではなくなりますので、5日以内に「健康保険被扶養者異動・変更届」に記入・捺印の上、被保険者証を添付し、健康保険組合へ提出してください。

又、ご本人が会社を退職した場合・退職後任意継続をしていたが、資格が切れたというような場合は、速やかに保険証を返納くださいますようお願いいたします。

※ 資格喪失日（扶養削除日）以降に被保険者証を使用すると、総医療費の7～9割（健保組合負担分）を返納していただくことになります。

※ 新しい被保険者証がお手元にないときでも、資格喪失後（扶養削除後）の被保険者証は使用できません。

医療機関へ被保険者証が変更になったことをお伝えいただき、全額負担した場合には、新しく加入された健康保険（国保・就職先の健康保険等）へ「療養費」の請求をしてください。

被扶養者の異動があった場合は、早めに届出ください。



●医療費通知の送付並びにジェネリック医薬品の使用促進通知を対象者の方に送付しました。

・医療費通知の送付

加入者の皆様に、受診された医療機関や医療費のご確認をしていただくとともに、健康や医療についての関心を深めていただくことを目的として、事業所様宛に「医療費のお知らせ」をお送りします。

・ジェネリック医薬品差額通知の送付

ジェネリック医薬品に切り替えた場合、1ヶ月あたり500円以上の差額が生じるかたに対し差額通知を送付します。

〔 ジェネリックのお知らせは、切り替えを強制するものではありません。ジェネリック医薬品への 〕

〔 希望がありましたら、医師・薬剤師にご相談くださいますようお願いいたします。 〕

※ジェネリック医薬品とは？

・薬の成分が同等で安価なお薬です。先発医薬品の特許期間(20~25年)が満了し、他会社が同じ成分で開発した後発医薬品です。



●健康保険証は退職日の翌日から使用できません。

健保組合では、ご加入の方にカード型の健康保険証を発行しています。この健康保険証は資格を喪失した日（退職日の翌日、扶養から外れた日）から使用することはできません。もし、医療機関などで誤って使用された場合は、健保組合が負担している医療費を、後日被保険者の方から健保組合へ返還いただうことになります。被扶養者の方が誤って使用された場合も同様に、被保険者の方から医療費を返還いただきます。被保険者の方が退職された場合や被扶養者の方が就職・結婚などで扶養から外れた場合には、お勤め先へ健康保険証を返却していただくようお願いします。（任意継続被保険者の方は、直接健保組合へ返却してください。）

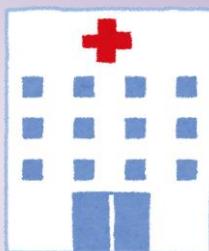


●人間ドック受検による「精密検査」・「治療」はお済みですか？

人間ドック受検の結果、「精密検査」や「治療」が必要とされたのに医療機関にかからずそのままにされている方がいらっしゃいます。

健保組合は皆様の健康を守るため、早期発見・早期治療を目的に人間ドックの事業を実施しています。

人間ドックで精密検査や治療が必要となった場合は、速やかに医療機関で受診しましょう。



●富山自販健保組合のホームページをご活用ください！！

○給付申請書等の用紙等もweb上でダウンロードできます。

○組合の最新情報がご覧いただけます。

組合ホームページ URL <http://www.tyjihan.jp/>

※ホームページへのアクセスには、ログインID・パスワードが必要になりますので、下記のID・パスワードを入力してください。

ID	tomiji
パスワード	06160402

